

平成22年第7回邑南町議会定例会(第8日)会議録

1. 招集月日 平成22年 9 月 1 日 告示
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 会 平成22年 9 月 1 3 日 (月) 午前 9 時 3 3 分
 散会 午前 1 0 時 3 8 分

4. 応招議員

| 議席 | 氏 名 | 議席 | 氏 名 | 議席 | 氏 名 | 議席 | 氏 名 |
|-------|-------|-------|------|-------|------|-------|-------|
| 1 番 | 大屋光宏 | 2 番 | 宮田秀行 | 3 番 | 中村昌史 | 5 番 | 日野原利郎 |
| 6 番 | 清水優文 | 7 番 | 辰田直久 | 8 番 | 松本 正 | 9 番 | 亀山和巳 |
| 1 0 番 | 日高 學 | 1 1 番 | 石橋純二 | 1 2 番 | 高本勝藏 | 1 3 番 | 山中康樹 |
| 1 4 番 | 長谷川敏郎 | 1 5 番 | 日高勝明 | 1 6 番 | 三上 徹 | | |

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

| 議席 | 氏 名 | 議席 | 氏 名 | 議席 | 氏 名 | 議席 | 氏 名 |
|-------|-------|-------|------|-------|------|-------|-------|
| 1 番 | 大屋光宏 | 2 番 | 宮田秀行 | 3 番 | 中村昌史 | 5 番 | 日野原利郎 |
| 6 番 | 清水優文 | 7 番 | 辰田直久 | 8 番 | 松本 正 | 9 番 | 亀山和巳 |
| 1 0 番 | 日高 學 | 1 1 番 | 石橋純二 | 1 2 番 | 高本勝藏 | 1 3 番 | 山中康樹 |
| 1 4 番 | 長谷川敏郎 | 1 5 番 | 日高勝明 | 1 6 番 | 三上 徹 | | |

7. 欠席議員 なし

| 議席 | 氏 名 |
|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|
| | | | | | | | |

8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

| 職 名 | 氏 名 | 職 名 | 氏 名 | 職 名 | 氏 名 |
|--------|------|--------|------|--------|-------|
| 町 長 | 石橋良治 | 副町長 | 桑野 修 | 総務課長 | 日高禎治 |
| 定住企画課長 | 東 義正 | 財政課長 | 藤間 修 | 情報推進課長 | 安原賢二 |
| 町民課長 | 表 正司 | 税務課長 | 三上俊二 | 福祉課長 | 三上洋司 |
| 農林振興課長 | 坂本敬三 | 建設課長 | 田中節也 | 水道課長 | 松川好史 |
| 保健課長 | 大矢輝美 | 会計管理者 | 藤田憲司 | 瑞穂支所長 | 佐々木孝義 |
| 羽須美支所長 | 福田誠治 | 教育委員長 | 河野義則 | 教育長 | 土居達也 |
| 学校教育課長 | 細貝芳弘 | 生涯学習課長 | 森岡弘典 | | |

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 屋原 進 事務局主任 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

| 議席 | 氏 名 | 議席 | 氏 名 |
|-----|------|-----|------|
| 2 番 | 宮田秀行 | 3 番 | 中村昌史 |

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成22年第7回邑南町議会定例会議事日程(第8日)

平成22年9月13日(月) 午前9時30分開議

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の質疑

議案第76号 平成21年度邑南町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第77号 平成21年度邑南町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第78号 平成21年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第79号 平成21年度邑南町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第80号 平成21年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第81号 平成21年度邑南町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第82号 平成21年度邑南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第83号 平成21年度邑南町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第84号 邑南町奨学基金条例の一部改正について

議案第85号 邑南町町営住宅管理条例の一部改正について

議案第86号 邑南町農地有効利用支援整備事業分担金徴収条例の制定について

議案第87号 平成22年度邑南町一般会計補正予算第2号について

議案第88号 平成22年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について

議案第89号 平成22年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第1号について

議案第90号 平成22年度邑南町老人保健事業特別会計補正予算第1号について

議案第91号 平成22年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第1号について

議案第92号 平成22年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第2号について

議案第93号 平成22年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第2号について

議案第94号 平成22年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第2号について

平成22年第7回邑南町議会定例会(第8日)会議録

平成22年9月13日(月)

— 午前9時33分 開議 —

~~~~~○~~~~~

### 開議宣告

●議長(三上徹) それでは定足数に達しておりますので、ただ今から平成22年第7回邑南町議会定例会第8日目の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(三上徹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。2番宮田議員、3番中村議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

## 日程第2 議案の質疑

- 議長(三上徹) 日程第2、議案の質疑。これより議案第76号から議案第94号までの質疑を行います。始めに、議案第76号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましては、歳入、歳出全般にわたって質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。
- 松本議員(松本正) 議長。
- 議長(三上徹) はい、8番。
- 松本議員(松本正) 一般会計歳入歳出決算の認定のところで、ページ数の125ページ農業振興費の負担金補助及び交付金のところでございますが、予算3億9千18万、支出済額が3億5千808万円、繰越明許が2千581万円、不用額の627万8千250円の生じた理由をお聞きしたいと思います。もう一つ143ページでございますが商工、商工業振興費、負担金補助及び交付金の予算4千58万4千円、支出済額が3千901万2千円、不用額157万2千円。この不用額の生じた理由。この2点をお聞きします。
- 藤間財政課長(藤間修) 番外。
- 議長(三上徹) はい、藤間財政課長。
- 藤間財政課長(藤間修) まず、125ページの農業振興費関係の補助金ですけれども、生活対策臨時交付金、耕畜連携とかですね産地づくりを行いまして、あれには、あのう、一般財源がかなり付いておまして、その補助金部分はしっかり、あのう、クリアいたしましたけれども一般財源部分が少し残ったという理由だと、でございます。それと143ページの商工振興費の負担金補助及び交付金でございますが、これも生活対策臨時交付金で地域振興券とか、ここでございますけれども、これも、あのう、交付金の部分は、あのう、クリアしている。残りの、あのう、付いている一般財源部分が残ったというふうにご理解いただきたいと思っております。
- 松本議員(松本正) 議長。
- 議長(三上徹) 8番。
- 松本議員(松本正) それでは、あのう、2点とも予算目的は十分達成して節約による、この不用金、不用額になったという理解をしてよろしいですか。
- 藤間財政課長(藤間修) 番外。
- 議長(三上徹) はい、藤間財政課長。
- 藤間財政課長(藤間修) はい、そのように、あのう、理解されてよろしいかと思っております。
- 議長(三上徹) はい、よろしゅうございますか。はい、その他ございませんか。
- 長谷川議員(長谷川敏郎) はい。
- 議長(三上徹) はい、14番。
- 長谷川議員(長谷川敏郎) 一般会計の中での公営住宅の使用料の関係で先般も話を連合審査で行いましたが、あのう、その関係でも専か、専決処分書の報告書が出ております。で、改めてお伺いしますが先日の案件は一昨年、平成21年度についても滞納だと思っておりますけれども条例や規則を見れば住宅の明け渡し請求は本来、あのう、住宅設置管理条例で十分出来ることでありますけれども、そのときは3か月、3か月以上滞納したときというふうにご規定されています。これまで何回こうい

う明け渡し請求を実際にされているのかどうか。また規則第4号では4条では連帯保証人が、あのう、大変な、大変な場合には、その変更届けを直ちにしなければならないということになっています。で、その連帯保証人についても本人と同等以上の収入のあるものという規定があると思いますが、そういう意味でも連帯保証人が欠けた場合や連帯保証能力が無くなったときには10日以内に役場へ届け出ることというふうになっております。こうしたことがきちんとされているかどうか。そのこれまでの経過ですね、当然請求の控えの文書綴等があると思いますが何回どういうふうに行われて厳密に実施されているかどうか。さらに先般は犬猫の問題で提案しましたが、実際に調査をされたと思いますけれども、町内の住宅の中で犬等を飼っている家は何件あり、またそれはどの条項に基づいてそういう禁止をしているのかですね、をお伺いいたします。

●田中財政課長(田中節也) 番外。

●議長(三上徹) はい、田中建設課長。

●田中財政課長(田中節也) 公営住宅の管理の関係でございますけれども、まず一点目、あのう、住宅の明け渡し請求のことですけれども、今回、あのう、専決処分した案件につきましても滞納に、永年による滞納でございます、その都度、あのう、分納計画でありますとかそういった話合いによって納付の、して貰うように協議してまいりましたけれども、条例に定めております明け渡し請求という行為自体はしておらないのが現実でございます。それから、あのう、連帯保証人の件でございますけれども、連帯保証人、あのう、二人、2名いらっしゃるわけですけれども、その内の1名の方がですね、いわゆる連帯保証として滞納の債務の負担をしてくださいということを再三にわたり督促等をしておりますけれども、その内の1名につきましても郵便が普通の状態で、いわゆる所在が不明になっておりました。それで、あのう、本人にも替わりの連帯保証人をということでございましたけれども、あのう、要請しましたけれども中々、あのう、連帯保証人を立てていただけない状況が続いておるのが事実でございます。ただもう、もう一方につきましては広島に在住されておりますけれども、この人につきましても本人に納付を促すようにいろいろご努力されていた、さ、していただいた経緯がございます。それから3点目の犬猫の飼育調査でございますけれども、現在把握しておりますのが3人の方の、が犬猫を飼育されておるということ把握しとりまして、この方にも注意を促すようなチラシなり文書なりをお送りしておるわけですけれども、さらにその条例違反であるということをはっきりとですね、もっと強く要請、命令していきたいと考えております。以上でございます。

●長谷川議員(長谷川敏郎) はい。

●議長(三上徹) はい、14番。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 連帯保証で所在が不明だとか通知をしても払って貰えないとかということになれば、これは先ほど言いましたように直ちに、まあ、普通、通常10日以内ということですがけれども変更をしていただければ、していただかなければならないはずですがけれども、なぜそういう行為を怠っているんでしょうか。それから明け渡し請求をやっていないということで訴訟を起こせばやっぱり裁判の費用が掛かるわけですね。で、それによって、まあ、あのう、その、その方が住むところを追い出すという行為をすることは行政としてできるかもしれないけれども、家賃は回収できませんよね。で、そういうことも含めて、いわば最悪の選択肢なんだと思うんですが、それまでにやっぱし厳密な運営でやるべきことは一杯あったんじゃないかというふうに思いますが、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。さらに犬の場合、犬猫の場合、条例違反であるというふうにおっしゃいましたが、どの条例の何条ですか。

●田中財政課長(田中節也) 番外。

- 議長(三上徹)** はい、田中建設課長。
- 田中財政課長(田中節也)** 変更を、連帯保証人の変更のことですけれども、こちらの方がいわゆる変更の要請を怠ったということでは無しに、あのう、この入居者本人から再三にわたる要請にも応じて貰えなかったというのが事実でございます。そういった経緯があったということをご理解いただきたいと思います。それから犬猫の飼育の違反条例の条文ですけれども、ちょっと例規集を今持っていないのでちょっとお待ちいただきたいと思います。
- 長谷川議員(長谷川敏郎)** はい。
- 議長(三上徹)** はい、14番。
- 長谷川議員(長谷川敏郎)** 探してもありません。条例には無いんですよ。で、犬猫の場合の、あのう、入居のしおりを見たら分かりますが、団地を明るく美しく住みよい環境にするために金魚、小鳥、小鳥類の飼育は結構ですが犬、猫、鳩、鶏などの飼育はできませんと書いてあるだけなんです。具体的に条例にも明文化されてません。ですから相手側はどこに書いてあるんだって言われれば、書いてないじゃあないかって言われれば、それに反論するもの無いんです。努力義務よりまだ、まだ下のいけませんよっていう話しているだけなんです。というように思いますが、そういう状況だからこそ、こういうことが放置されていると、そういう意味で言うと、あのう、犬の飼ったらいけませんってのが、あのう、もしこれに該当するとすれば第25条の迷惑行為の禁止、この項目です。で、この迷惑行為の禁止については様々な解釈があって、例えば大阪市などの公営住宅では、その団地の入居者の8割に同意があった場合に犬を飼うことができるというような運用をしているところもありますし、逆に全く飼えないということを実原則的にきちっと決めているところもあります。いわばこういう問題でも、まあ、どういう解釈をしても同じだというみたいな話がまかり通ってるわけですね。そして先ほど言った分についても、こっちが悪い、悪いんじゃないかと相手が替えてくれないんだという論がずっと通ってます。最終的にはその裁判という形で無駄な公費を使うという形になるわけですから、もっと厳密に私はやらなければならないというふうに思っています。こういう点で種々不備な点や、あのう、きちんとした行為が行われてないということが明らかになった、明らかになったと思いますが、副町長なり町長の見解をお伺いします。
- 石橋町長(石橋良治)** はい。
- 議長(三上徹)** はい、石橋町長。
- 石橋町長(石橋良治)** やはり、あのう、こうしたいろんな事案について、はっきりと行政として根拠をもってものが言えるような形をとっていかなきゃならん。それがやっぱり皆さんのためにもなるわけでありますので、そのへんは大いに反省すべき点は反省をしてしっかり見直しをして、きちっと対応するようにやって行きたい、いかせ、やらせたい。こういうふうに思います。
- 議長(三上徹)** その他ございませんか。ございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹)** はい、無いようでございますので、議案第76号の質疑を終わります。続きまして、議案第77号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。
- 松本議員(松本正)** 議長。
- 議長(三上徹)** はい、8番。
- 松本議員(松本正)** ページ数27ページでございます。葬祭費でございます。予算が117万、支出済額が57万、不用額が60万。この生じた理由を伺います。

- 表町民課長(表正司) 番外。
- 議長(三上徹) はい、表町民課長。
- 表町民課長(表正司) 葬祭費の予算と決算額の関係でございますが、まあ、国民健康保健の療養給付あるいは、あのう、こういった葬祭費、出産育児金につきましても推計でもって予算等、あのう、組んで行くわけですが、葬祭費につきましても、まあ、前年度で見ますと34件、102万の決算額みと、見込んどります。そうした中で国保会計の平成21年度の予算におきましても、まあ、見込みが117万円ということでしたけども、結果的に19件の葬祭費の執、執行で済んだいうことで60万の不用額が出たところでございます。これに、以上です。
- 松本議員(松本正) 議長。
- 議長(三上徹) はい、8番。
- 松本議員(松本正) 葬祭費の19件分ということは分かりますが、この葬祭費は申告方式なのか、そして申請は何時までに行ったら良いか。国保の葬祭費というのは死亡日から葬儀を行った日から2年以内に手続き出来るか、手続き出来ます。この不用額が支給される権利のある方が国保加入者ですね、2年を経過したもので、この不用額になっているかということをお聞きしたいと思います。
- 表町民課長(表正司) 番外。
- 議長(三上徹) はい、表町民課長。
- 表町民課長(表正司) はい、あのう、まあ、保険給付を受ける権利として、今議員さんおっしゃるように、まあ、国民健康保険法110条、時効という項目がありますけど、まあ、2年という時効の、あります。で、葬祭費につきましても、あのう、基本は申請主義でございますけども、あのう、これについては、まあ、うちの方からも促しますし、本人、申請、役場に受付られたときには、うちもながして葬祭費の執行いうこともやっていますので、あのう、未申告ということはありません。
- 松本議員(松本正) はい。
- 議長(三上徹) はい、8番。
- 松本議員(松本正) そういたしますと19件というのは国保の加入者の方の、方がお亡くなりになった全件数というふうに解釈してもよろしいですか。そしてですね邑南町のホームページを見ますとですね、この給付の種類、ついていう、国保の給付の種類についていうと見ますとですね、葬祭費は国民健康保険に加入してる方が死亡したとき、葬祭費が支給されますと、これしか書いてないんですよ。それでこれは申請ほうこう、方法はこうだとかそういった、あのう、何年以内になきゃあいけないとか、そういった記載がないわけです。後は国民、町民課の方に問い合わせして、してくださいというのが他のところ見るとあるんですが、そういったその申請方法とかそういうものが一番住民の方は知りたいとこだと思うんですよ。ですからそのホームページをですね、そういった皆さんに案内するのに基本的に分かるホームページを作っていただくことを改めていただきたい。そし、それで今回こういうような質疑をしたんでございますが、このあたりホームページがどなたを、が作成されるか、どこの課が作成してるかっていうのが、まだ不案内ですが担当の課としてどう思われるか一つご回答をお願いします。
- 表町民課長(表正司) 番外。
- 議長(三上徹) はい、表町民課長。
- 表町民課長(表正司) あのう、そういった申請とか方法とかについては十分協議して早速ホームページに載せる情報推進課とも協議しながらやって行きたいと思っております。

●議長(三上徹) その他ございませんか。

●長谷川議員(長谷川敏郎) はい。

●議長(三上徹) はい、14番。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 大変苦勞をなさって国民健康保険の滞納の階層別の状況について資料を、あのう、作っていただきました。で、あのときにも国民健康保険税が所得に対して非常に負担の重い税になってるんじゃないかという話をしましたけれども、この表のとおり先ほどありましたように200万以下がもう8、8割以下という所得の状態だということでございます。この所得の無いもので滞納というのはですね、応益割、応能割等の減免が最大限あったにしても資産税割だけは掛かってくるわけですね。だからこの点でも所得が無くても、例えば年金所得控除が120万ありますから120万以下の所得でも総所得でしたらゼロになっていくが資産税割だけは掛かってくるとかという例が出てくるということも含めて相当、あのう、所得の低い方々に非常に厳しい状態だというふうに思います。で、あのう、その後、福祉事務所の方で調べていただきましたところ、例えば父親が42歳、母親が41歳、両方とも介護納付金が払わなければいけない世代で子どもが2人、17歳と14歳という例で、この邑南町で月いくらになりますかと生活保護費がという。計算していただきましたら16万9300円です。これは12か月で計算すると193万円です。つまり年間193万の所得以下の人は生活保護基準以下の収入基準ですよ。そういう方々にも、これだけの税が掛かってきているということで非常に大変だということが、あのう、明らかになってくると思いますが、そこで、まあ、その点についてもし町長が見解があればお伺いをしたいと思いますし、あのう、先般も言いました申請減免ですね。所得が急に減ったり、前年に比べて減ったりしている場合に減免をして申請を、申請の減免をして、していくという例で21年度はたった3人しか無い。これだけの数があるのに実際に払いたくなくても払えない状態の所得の中で申請減免をもっと受付なきゃあいかなんじゃないかっというように思うんですが、あのう、利用が少ないという点で考えましたら、町のホームページを見ましたらですね、減免申請の用紙がダウンロードできないんですよ。で、減免申請の紹介でも、例えば災害にあったときとか特別の事情とか後期高齢者へご主人が75歳以上になって、移っておと、あのう、奥さんが75歳以下の場合の減免の制度だとか、それから先般、今年から始まったリストラになった場合に3割の、あのう、とみなして減免しますよっていうそういう制度はちゃんと載っとるんです。ところがな、邑南町が独自に作っている、この所得がこんだけ下がったらどうだ。今年これだけ低くなったら減免しますよっていう、きちんと基準を決めた表は書いて無いんですよ。紹介してない。そういう申請受付ません見たいな話で、なぜそうなっているのかというのはいわばそういうことをきちっとしたくない行政の考えなのか。それとも申請減免の場合、財源裏、裏打ちがありませんから、その点での戸惑いがあるのかそのへん含めてなぜ紹介せずに、また利用も少ないっていうことになっているのかというところについての見解をお伺いします。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、あのう、こういう滞納の方が所得別にいらっしゃるということでありまして、なかなか私の感じでは、こういう状況の中では滞納額が減るということはなかなか難しいのではないかなあっという感じが実際にはしております。特にこういう経済状況が続くとすればなお更でありますし、なかなか厳しい財政ではあるわけではあります。まあ、邑南町として、こういった低所得者に対する配慮をどこまでできるのかいうことは更にやっぱり突っ込んで研究して

見る必要があるのではないのかなと、そうしないと中々、この滞納の問題が解決されないのではないかなという実感を感じております。そういうことでそのことについては担当課を中心に更に研究をさしたいというふうに思っておりますし、申請減免についても非常に3人ということは少ないわけであります。折角設けている制度でありますから、私はこれ恣意的に隠していると言うか、出したくないということでは全く無くて、むしろこういった配慮に、でもってPRが非常にまだ不足しているのではないかな、やっぱ周知が徹底していないのでは無いかなということを感じておりますので、まずはそういうところから始めたいと、まあ、いうふうに思っております。

●議長(三上徹) 14番良いですか。

●表町民課長(表正司) 番外。

●議長(三上徹) はい、表町民課長。

●表町民課長(表正司) まあ、減免のことではありますが申請減免につきましては、先ほど町長にも言っていただきましたけども、税務課とも相談しながら周知の方も徹底して、これから努めて行きたいと思っております。

●長谷川議員(長谷川敏郎) はい。

●議長(三上徹) はい、14番。

●長谷川議員(長谷川敏郎) あのう、一番、今日資料いただいた資料の1番で良く分かりますけれども現年度の滞納額が419万で、この決算時点まででの入ったのが76万。つまり350万ぐらい、またこれが今年度の滞納に上乘せされていく、どんどんこう溜まっていくわけですね。同時に、あのう、国保のデーターとしては収納率は落ちて行くわけなんです。で、ある意味でじゃあ、さっき言ったような申請減免をきちんと使って減免して行くと全体としては収納率は上がるわけです。データーとして。で、そうしとく方が逆にいろんな、その調整交付金だとか含めて、いわばそのままほっといたら、まあ、そこまでは行きませんが、収納率が90%以下になると基本的にペナルティがありますよね。そんなん受けることより申請、申請減免ちゃんと適用して収納率上げて、そしてちゃんと特調で貰ったり、いろいろ含めてする方が賢いと思うんですよ。ですからそういう意味でもっと申請減免をきちんと使うということが必要だと思いますが、同時にあわせて、その国保の運営は町民課がして、その徴収や取りたては税務課がやって、ていう形で両方できちんとどこが責任をもってその国保の滞納者の実態を掴んで援助したり指導するのかっていうのは不明なんですよ。そういうふうに私は見てるんですけども、その点はどういうお考えでしょうか副町長。

●桑野副町長(桑野修) 番外。

●議長(三上徹) はい、桑野副町長。

●桑野副町長(桑野修) まず、あのう、町民課の方が国保の担当であって、税としての取扱いが税務であるということが一つの要因である、ではある、ないのかということでもありますけれども、確かに、まあ、あのう、そういう徴収事務にあたる者、それから実際の制度の運用を行う者の制度が、あのう、課が違うというのは非常に、まあ、難しいところがあるかとも思います。ただ、まあ、一つはそのいろんな税のシステムを持っておところが総合事務組合の方の管理になっているということもあって、その税としての、あのう、扱いをしておりますので、まあ、現況がそうなおるところでありますけれども、まあ、その点、課の連携をもっと密にしてその対応して行くということが必要だろうというふうに思います。それと、まあ、あのう、申請減免の制度そのものが周知がまだ不十分であるということでもありますけれども、まあ、この点は先ほどもありましたけれど

も、もっと徹底をしていかなければならないというふうに思っております。まあ、あのう、一応その低所得者対策としてのか、国の方の等も、考えの中で7割とか5割の減免、減免と言いま、軽減対策が取ってはあるわけでありませけれども、それでもなおかつ、こうした状況になっているというところは更に研究をしていかなければならないというふうに思っておりますし、また一つは心配しておりますのは、全国的に受診率自体も下がっておるとい実態があります。これは、まあ、結局は今の経済情勢の中でその医療費対策というものがいろんな免で現れてきているんだらうというふうに思っておりますし、その点も含めてそのへんの関係も見ながら検討を進めてまいりたいというふうに思います。

●**議長(三上徹)** よろしゅうございますか。はい。その他ございませんか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(三上徹)** 無いようでございますので、議案第77号の質疑を終わります。続きまして、議案第78号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(三上徹)** はい、無いようでございますので、議案第78号の質疑を終わります。続きまして、議案第79号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(三上徹)** はい、無いようでございますので、議案第79号の質疑を終わります。続きまして、議案第80号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(三上徹)** はい、無いようでございますので、議案第80号の質疑を終わります。続きまして、議案第81号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(三上徹)** はい、無いようでございますので、議案第81号の81号の質疑を、ここだったかのお。終わります。続きまして、議案第82号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(三上徹)** はい、無いようでございますので、議案第82号の質疑を終わります。続きまして、議案第83号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

- 議長(三上徹) はい、9番。
- 亀山議員(亀山和巳) はい、6ページのですね負担金の収入未済額についてお伺いします。このことについてはさっきの、あのう、決算審査のときにも、あのう、出たことですが、77万の負担金の収入未済額。74、ええっと早期加入の1万円掛ける74件分、それから新規の3万円足した77万が収入未済額となつとるという説明がありました。そのときにはいろいろその理由はいろいろ伺いましたが、これをいかにして回収する努力がなされたのか、それでこれが今のこの状態が続くなら、この利用者に対する何かの措置を考えねばいけん思うんですが、このことについてこれまでどういった回収作業をされたのか、今後について考えがあるのかをお聞かせいただきたいと思ひます。
- 安原情報推進課長(安原賢二) 番外。
- 議長(三上徹) はい、安原情報推進課長。
- 安原情報推進課長(安原賢二) 負担金の滞納でございますが、まあ、年、年度末にかけてまして電話で催促するとともにですね、各、まあ、それで了解を得られない場合は実際に出向いて収納の業務にあたりました。それで77名のところが、今現在、9月上旬、9月8日現在でございますが35名まで減になっておりまして引き続き、まあ、あのう、負担金は本来最初に払っていただく内容のもんでございますので引き続き説明をして早急に払って貰うように努力したいと思ひます。
- 亀山議員(亀山和巳) 議長。
- 議長(三上徹) はい、9番。
- 亀山議員(亀山和巳) はい、77名が35名まで減ったという、半分にまで努力されたということは分かりました。それで後残りの35名分については今の状態ですと個人的に、そのテレビの端子へケーブルをつなげば見れるような状態に放置されとるんじゃないかと思ひます。他の利用者のことでもありますんで、このことについては今まで全然議会の方へも、いっそ相談もありませんでしたので、このことについて後35名分回収が不能であるなら利用を停止するとか、又は早期加入の1万いうことで無しに今後については3万円の負担金、通常の3万円がいますいうことを通告して、早急に、あのう、解決すべきと思ひますがいかがでしょうか。
- 安原情報推進課長(安原賢二) 番外。
- 議長(三上徹) はい、安原情報推進課長。
- 安原情報推進課長(安原賢二) 35名の内訳でございますが、既に宅内工事が済んでおるものが20件、まだ、あのう、宅内工事が済んでないのが15件ございますけども、あのう、まあ、テレビが映る、まあ、あのう、地域の方につきましてはアナログ放送が2011年7月までに終了するというのと、まあ、それまでは入らなくても良いんだみたいな、こうちょっと認識の違いがございますので、そのへん丁寧に説明しながら、折角13万円のところを1万円が入っていただいておりますので、まあ、ONUそこからPSUあるいは、あのう、中の、外のドロップケーブル等々、全て撤去する言うても、また新たな費用が発生いたしますので、出来るだけその今の現状のままで1万円を折角入っていただいておりますので説得をしてご理解いただくように努力したいと思ひます。
- 議長(三上徹) よろしゅうございますか。
- 亀山議員(亀山和巳) 議長。
- 議長(三上徹) はい、9番。
- 亀山議員(亀山和巳) はい、よろしくはありませんが、まあ、あのう、質問ですんで考え方を伺ひまして今後また検討したいと思ひます。

●議長(三上徹) その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案83第の質疑を終わります。続きまして、議案第84号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(三上徹) はい、1番。

●大屋議員(大屋光宏) あのう、旧羽須美時代の奨学金、貸し付けた奨学金の償還免除ということで基金を36万円減額するというものですが、あのう、内容は十分理解するんですけど、あのう、現実的には36万円全てが償還免除だ、ではなくて中身は既に返し終えたものが一部、今から返すものが残り、今から返すものに対しては償還免除という、あのう、債権放棄による償還免除というのは理解できるんですが、既に返し終えたものを、債権債務が終、終了したものを町が返すっていうのは、あのう、返してあげたい気持ちは良く分かるんですが条例上そこがどこで解釈できるのか、あのう、田辺奨学金の条例でも、あのう、償還免除っていうのは町は、あのう、奨学金の返還を申請により免除することができる、あのう、できる規定であって、あのう、しなければならないではないものですから、その既に返し終えたものを町が返す根拠を教えてください。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 議長、番外。

●議長(三上徹) はい、細貝学校教育課長。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) ご質問の件でございますが、まず、あのう、田辺奨学金の制度でございますが、これは、あのう、合併前、合併後を跨げておまして、したがって、あのう、事務局におきまして即断できないという分もありまして6月23日に邑南町の奨学金、奨学金の審査委員会に諮って断を下していただいたもんです。で、これは、あのう、本人が本来ならば申請をし、その申請に基づいてやるということなんですけど常任委員会等で縷々説明しておりますが事務局の方で懇切丁寧に、そのルールを徹底し、そして、あのう、本人が償還が始まるであろう、その月の前月にそういうことを周知徹底していけば良かったんですが、そこらへんが十分でなかったということは反省しております。しかしながら、まあ、本人にこれは瑕疵があるわけでありまして本人が後、気が付いたということにして、法上で言いますと条例上はありませんが、自治法上の時効ということにつきまして本人が金銭の給付を目的とするものについて5年以内に行わなければ、行うことができるということがありまして遡及してできるという判断をしたところでございます。以上でございます。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(三上徹) はい、1番。

●大屋議員(大屋光宏) はい、ええっと自治法上の解釈はおかしいんじゃないかなあと思うんですけど、あのう、借りたものを、借入者は返しただけなもので、その返したものを、また間違っって納付したとかいうわけじゃないもので、返してくれという請求は本人には無いんだと思うんです。で、結局その貸付条例上どこで、その返すことが解釈できるのか、また、まあ、その例えば自治法上での解釈であっても、そのへんをはっきりするために出来れば、その例えば奨学金基金の条例の36万減額で条例改正でやるんじゃないかなあなくて、既に返し終えたものについては条例、あのう、基金の残高を減らす。で、すいません。今から返すものについては基金の残高を減らす。で、既に返し終えたものを返す部分については、その部分を例えば一度一般会計に入れて一般会計から支出するとか別予算を立てるとというのが一番分かりやすい綺麗な形だと思うんですが、その当たりのちょっと

もう、もう、あのう、一度条例解釈と貸付条例上現行条例で可能なことなのかどうか。で、まあ、ええと、予算にしてもこの形で良いのかどうかと、もう1回説明お願いします。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 議長、番外。

●議長(三上徹) はい、細貝学校教育課長。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 繰り返しになりますが、あのう、金銭の給付につきましては、あのう、本人に十分説明をしていなかったということにより発生したものでございますので、これにつきましては本人にその請求の権利があるということのみならず、判断を審査委員会でいただいたとごさいます。なお、あのう、基金の管理でございますが、これ、あのう、歳計外現、現金で管理しておりますので歳入、返還金とそれから貸付金をそれで経理しております、その一元化の中でや、やる方が好ましいという判断でやったものです。以上です。

●大屋議員(大屋光宏) 議長。

●議長(三上徹) はい、1番。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あのう、だけえ条例上何も問題無いし手続きも、これで良いと解釈して良いということですね。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 議長、番外。

●議長(三上徹) はい、細貝学校教育課長。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 問題無いというふうに理解しております。以上です。

●議長(三上徹) その他ございませんか。

●長谷川議員(長谷川敏郎) はい。

●議長(三上徹) はい、14番。

●長谷川議員(長谷川敏郎) あのう、今との関係でも問題になってくると思いますが、こういう奨学金の、あのう、借り貸しの問題では先般も、あのう、私債権の管理についてきちっとした条例を作って対応するような形が必要ではないかという提起をいたしました、この件についてはいかがでございますか。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 議長、番外。

●議長(三上徹) はい、細貝学校教育課長。

●細貝学校教育課長(細貝芳弘) 先般のご提言の中にありました私債権と公債権の関係で、私債権についての条例整備ということでございますが、あのう、実は、あのう、先般私どもの職員が、あのう、4名そういう研修に行ったりします。で、特にですね私債権と公債権の区分というのは非常に分かり難い部分があります。先ほど1番議員からの質問でありまして、自治法上のことで答えたわけですが、実際精査してみますと法上で解釈で言いますと私債にあたるという判例が出ているみたいでございます。そういうことからしまして今後邑南町のこういう案件につきまして十分研究し、議員が提言されましたように事務が繁雑にならないように何らかの方法で進めるべく教育委員会としましては町長部局の方にも具申してまいりたいと思います。以上でございます。

●長谷川議員(長谷川敏郎) はい。

●議長(三上徹) はい、14番。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 私債権と公債権の関係で、例えば、あのう、本来、奨学金の問題などの場合は、あのう、教育委員会は子ども達の就学の支援のために貸すという行為をきちっと、その判定してやって行く仕事が第一であって、その時点で貸し終われば、もうある意味では教育委員会の管理から本来外れて良いと思うんですね。あのう、お返しして行くいた、いただく管理はやっぱり

違うところがやってくるという形。で、そういう意味では他の私債権の関係も公債権の関係も、どっかきちんとその管理をして、いわばその、その課としての本来果たすべき業務が、を行った後に発生する債権の管理は一元的に行うような形で、その中に私債権部分と公債権部分がちゃんと決めてあれば、例えば先ほどの公営住宅の使用料の問題でも、今の条例で言え、言えれば明け渡ししかないんですよ。だから、あのう、連帯債務のときに連帯保証するときに同等の何か月分かの、まあ、今は敷金ですけど、それ以外連帯保証も、人も担保を提供するとか強制的な、あのう、競売だとか、いろいろ含めた手続きも全部その中にきちんと含んで管理して行くようになるわけです。で、やっぱりそういうことを含めた統一的な対応が必要ではないかと思っておりますけれども、この点では、あのう、副町長のお考えをお伺いいたします。

●桑野副町長(桑野修) 番外。

●議長(三上徹) はい、桑野副町長。

●桑野副町長(桑野修) 先日の決算審査の方でも申しあげましたように、これについては検討を重ねていきたいというふうに思っております。

●議長(三上徹) 14番、よろしゅうございますか。その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第84号の質疑を終わります。続きまして、議案第85号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第85号の質疑を終わります。続きまして、議案第86号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第86号の質疑を終わります。ここで休憩といたします。再開は、10時35分といたします。

—— 午前10時19分 休憩 ——

—— 午前10時35分 再開 ——

●議長(三上徹) それでは再開をいたします。続きまして、議案第87号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第87号の質疑を終わります。続きまして、議案第88号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第88号の質疑を終わります。続きまして、議案第89号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第89号の質疑を終わります。続きまして、議案第90号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第90号の質疑を終わります。続きまして、議案第91号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第91号の質疑を終わります。続きまして、議案第92号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第92号の質疑を終わります。続きまして、議案第93号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、議案第93号の質疑を終わります。続きまして、議案第94号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入、歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第94号の質疑を終わります。以上で、議案第76号から議案第94号までの質疑はすべて終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

散会宣告

●議長(三上徹) 以上で本日の日程はすべて議了いたしました。本日はこれにて散会といたします。ご苦労さんでございました。

—— 午前10時38分 散会 ——